

平成26年度第2回八千代市子ども・子育て会議議事録

- 開催日時 平成26年7月18日（金）午後2時00分～午後4時30分
- 場 所 八千代市役所 旧館4階 第2委員会室
- 議 題 (1)「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて
(2)子ども・子育て支援新制度に関する基準について
- 出席者 委員 中山哲志委員（会長）、石田祥代委員（副会長）、櫻井陽子委員、友森恵美子委員、藤原由紀子委員、阿部三喜子委員、竹内孝江委員、奥村諭己委員、藤澤彩委員、丸山純委員、茂呂剛委員、田中宏行委員、横山貞夫委員、吉垣信義委員
事務局 坂巻子ども部長、天川子ども部次長
〈元気子ども課〉松井課長、須藤副主幹、葛原主査、深山主査、河原主査、齋藤主任主事、加藤主事、佐伯主事
〈子育て支援課〉相原課長、佐藤副主幹、木村主任主事、山形主任主事
〈すてっぷ21大和田〉岡田副主幹
〈村上北保育園〉鷹野主任保育士
〈児童発達支援センター〉大山主査
〈母子保健課〉石橋副主幹
〈子ども相談センター〉藤山副主幹
〈男女共同参画課〉北村主査補
〈商工課〉木下主事
〈地域計画連合〉福原、渡邊
- 公開又は非公開の別 公開
- 傍聴者 2名

【議事録】

河原主査：ただいまより平成 26 年度第 2 回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。会議に先立ちまして、委員の皆様にお伝えいたします。本日の会議は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定により、会議を公開すると共に、会議録作成のため会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、会議録には発言された委員の委員名と発言内容が記載され、市のホームページ等にて公開いたしますことも併せてお伝えさせていただきます。

また、本日は事業計画策定に向けて業務の一部を委託しております、株式会社地域計画連合の方に同席していただいておりますので、ご了承ください。

それでは、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、中山会長に議事の進行をお願いいたします。

中山会長：それでは、条例の規定により議長を務めさせていただきます。ただいまの出席委員は、14 名でございます。八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達しておりますので、これより議事に入らせていただきます。

初めに、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

<資料の確認>

中山会長：ありがとうございました。資料がたくさんありますので、気を付けて見ていただければと思います。では、今お話がありましたように、本日の議題はお手元の会議次第、これをご覧いただきますと、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて、これが 1 点。もう 1 点は、子ども・子育て支援新制度に関する基準についての 2 件であります。

では、早速ですが初めに議題 1 の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて、事務局より説明をお願いします。

河原主査：それでは、これから資料 26-2-1 を用いて、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて説明をしたいと思います。その前に、前回の会議から間が開いてしまっているのですが、まずは簡単にこちらの量の見込みに関して、趣旨と概要を述べさせていただきます。

ニーズ量の算出の目的は、教育・保育事業、それから地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを出した上で、確保方策を検討する際に参照していくためのものです。そのため、ニーズ量は実績と照らし合わせながら出していくこととなります。算出の方法については、前回の会議でも簡単に流れを説明させていただきましたが、25 年度に実施したアンケート調査を基に、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引きに基づいて、アンケート調査の事業ごとにニーズ量を算出するために用いられる所定の設問

で、特定の選択肢を選択したものの割合等を使用して算出の方を行っています。

具体的な方法については、市内の1歳別の人口推計5年分を基に、算出の手引きを参照しながら各事業の利用意向率を掛け合わせて、それぞれの事業において市内で必要とされる量を算出しました。

5年前に実施された次世代育成支援行動計画策定の際にも、同じような算出を行っています。異なる点は、それまでは利用意向率に事業に見合う対象年齢人口推計を掛け合わせていたのですが、今回はアンケート調査の回答者を、8つの家庭類型に分類した上で、さらに利用希望に応じて潜在的な家庭類型を整理しました。8つの家庭類型とは、ひとり親家庭、フルタイムとフルタイムの共働き家庭、フルタイムとパートタイムの家庭、こちらはさらに下限時間。今、八千代市では下限時間として設定されている時間が64時間になりますが、それによって2つに分類をされています。それと専業主婦がおられる家庭、パートタイムとパートタイム、こちらの方も下限時間によって2つに分類をされています。それと無業と無業のご両親の家庭となっています。その上で、事業ごとの利用意向率を潜在的な家庭類型別に整理して、市内の潜在家庭類型別希望人口が算出されるシートになっています。事業における潜在家庭類型人口を足し上げたものがニーズ量となっています。人口推計については、社会増を計算に加えたコーホート要因法を使っています。

以上、前置きが長くなりましたが、資料の内容に入っていきたいと思います。まず、1ページをご覧ください。ニーズ量の算出が求められている主な事業は、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業になります。教育・保育の量の見込みについてですが、1号は3～5歳の教育を希望されている人。2号は3～5歳で保育園等の利用をすることができる方なのですが、教育の意向が強い人、保育所利用希望が強い人の2種類に分かれています。また3号は、保育園等利用希望で、0歳と1～2歳に分かれております。必要に応じて実績を参照しつつ、確保方策を定める際に、手引きにある補正方法を用いた、あるいは実績に基づき、利用率等を参照したりしながら、補正の方を行っています。1ページの総括表では、補正済みの数字を示させていただいております。こちらは総括表です。参考にしていただければと思います。

どのような補正をしたかについては、3ページ以降で確認しますが、まず、概略を申し上げますと、教育・保育で補正を加えている事業は、3号認定が保育園や認定こども園を利用している、していないに関わらず算出している、高めの数字となっております。そのためニーズ量、それぞれ0歳児の574人、1～2歳児の1,504人から別の設問を用いて補正の方を行い、それぞれ0歳児のニーズ量が223人と、1～2歳児の方が892人となっております。

続いて7ページをご覧ください。7ページの地域子育て支援事業の量の見込みについては、表の通りとなっております。単位が人数、それから年間人日で示すものがありますが、利用希望に関しては高く出る傾向にあります。そのため補正を加えた事業としては、左側のカッコ内ですが、7番と8番の放課後児童

健全育成事業と、11番から13番の一時預かり事業。それから14番の病児・病後児保育事業になります。この他に、9番の子育て短期支援事業については、もともとニーズ量の方が0と算出されておりましたが、選択肢を加えたり、あるいは実施している他市の実績を参考にしながら、ニーズ量の方を算出いたしました。

それでは、補正の詳細をご説明させていただきますので、3ページをご覧ください。こちらの量の見込み、算出方法と補正についての部分では、算出方法をお示した上で、全市と7地区のニーズ量と補正後のニーズ量をお示しております。まずは教育・保育の補正についてです。1号認定については、後ほど確保方策の際に幼稚園希望に基づき幼稚園の確保数を求める必要があるため、参考までに2号認定の学校教育の希望が強い方と、1号認定の方を合算したものととしてページの中央に示しております。

続いて5ページをご覧ください。5ページでは3号認定のニーズ量を示していますが、0歳児の実績が157人、1～2歳児の実績が817人であることに対して、通常のニーズ量の算出方法では、0歳児で574人、1～2歳児で1,504人となっています。ニーズ量の実績を大きく上回っているため、0歳児と1～2歳児については、それぞれ補正の方を行ってみました。

まずは0歳児の補正方法をご説明いたします。0歳児については、利用している、していないに関わらず、利用を希望する事業で保育事業を選択した者の割合から算出されています。アンケート調査のうち問12-5で事業を利用しない理由を尋ねる設問がありますが、その回答の中で、子どもがまだ小さいためと回答した人の割合を控除しまして、ニーズ量は574人から223人という補正の数字が算出されました。

続いて1～2歳児の補正の方法についてですが、同じように利用を希望する事業で保育事業を選択した者の割合から算出する方法では、1,504人となっています。そこで1～2歳児の中でこちらも問12で教育・保育事業を利用していないと回答した方のうち、利用したいけれども利用できないという人の割合を手引き通りに算出されたニーズ量の1,504人に乗じました。その人数は132人。さらに実績の方を基に、人口推計に利用率を乗じて、実績としてのニーズを算出しました。その人数が760人だったために、先ほどの利用をしたいが利用できない方の割合から算出した132人と合わせますと、892人という数字が算出されたこととなります。

続いて7ページをご覧ください。ここでは地域子ども・子育て支援事業と言って、平日の教育・保育事業以外の、地域での支援事業に関して、ニーズ量を示しています。手引き通りの算出による27年度の量の見込みを白抜きで、補正を行った際に算出された量の見込みに関しては、グレーの網掛けとして示させていただいております。

補正に関する説明については、9ページ以降でご紹介しています。補正を行った事業のみ取り上げて説明をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、10ページをご覧ください。

まず、7番の低学年の放課後児童健全育成事業についてですが、ニーズ量が1,559人となっていますが、実績の1,045人を大きく上回っているため、週に1~2回程度と回答している人の割合を、ニーズ量から控除いたしました。その結果が1,532人となっています。ただし補正を行ってもなお、就学前児童への調査票は、希望が高く出る傾向にあります。本市では、就学児へのアンケート調査を行っていますので、さらに放課後の過ごし方に関する設問もあるため、そちらの結果を用いました。その結果、一番下の段なのですが、1,140人というニーズ量が算出されました。こちらは前回の会議の中で、高学年の算出方法で、実際に利用している実績と近いものを基に算出した方が、より現実的なニーズ量が算出されるのではないかというご意見がありましたので、それに基づいて1~2年生のデータを基に推計人口を掛け合わせた数字となっております。これは以前ご指摘があったわけではなく、あくまでも参考で出してみたのですが、こちらの数字について見込み量としてみてはどうかと、事務局からのご提案という形で参考までに算出させていただいておりますので、これについては後ほどご意見をいただければと思っております。

続いて11ページをご覧ください。8番の高学年の放課後児童健全育成事業については、就学前の5歳児の利用意向から算出する方法の場合、以前に提示させていただいた場合は、1,196人という数字となっております。高学年については、今述べさせていただいた通り、就学児への調査結果を用いた方が、より現実的な結果が出るのではないかのご意見がありましたため、小学校3~4年生のデータから算出しましたところ、ニーズ量が280人という算出結果となりました。ここからさらに低学年と同様に、週に1~2回程度の利用希望を控除しましたところ、その結果が236人と算出されました。

続いて、前回ニーズ量が当初0人であった子育て短期支援事業、12ページについてですが、こちらに関しましては本日、委員の皆様にご意見を賜りたく、いくつかの補正方法をご用意いたしました。本市では、子育て短期支援事業が未実施であり、さらに通常の算出方法では、ニーズ量が0人という算出結果となりました。ただし、前回の会議でも委員の方からご指摘があったように、ニーズ量が0人だからといって需要がないわけではございません。本日3案用意させていただいたので、そちらの説明をさせていただきます。

まず、案1からご説明しますと、県内でA市、子育て短期支援事業の実績を積んでいる市があるため、そちらの実績を参考にしながら、本市の0~5歳児の人口推計に、A市の平成24年度の0~5歳児の人口に対する利用人口の割合を乗じました。その結果が27年度で年260人日、延べ数となりました。

続いて案2になりますが、手引きの留意点に、算出に用いる設問のうち、さらに仕方なく同行させたという選択肢を追加することが可能であるとなっておりますため、こちらを用いて算出した結果が、案2のステップ1として示させていただいた通り、年999人日となっています。ただし、このニーズ量のうち、3世代同居の世帯が含まれていますので、3世代同居の世帯の場合は、この子育て短期支援事業を利用することが考えにくいのではないかという考え

から、国勢調査時の6歳未満世帯数のうちの、3世代同居世帯の割合を控除させていただきました。その結果が13ページになります。ステップ2で示している通り、927人日という算出結果となりました。

最後に案3については、近年事業を導入した県内のB市の稼働率の方を、先ほどの案2のステップ2に乘じさせていただいて、その結果が年298人日となりました。

次に一時預かり事業の補正についてご説明します。一時預かりについては、幼稚園での一時的な利用と定期的な利用、それから保育所等での預かり保育がありますが、それぞれ異なる算出方法でニーズ量が算出されています。まず、幼稚園での一時預かりについてですが、通常の場合、一時的な預かりが年31,157人日。定期的な預かりの場合は、年85,872人日となっております。市内では、一時預かりの延べ数が年51,409人日が実績値ですので、一時と定期を合わせると、実績の2倍近く高い数値となっております。そこで一時預かりと定期預かりについて、それぞれ調査票の問13、すなわち教育・保育事業の利用希望について尋ねている設問中で、幼稚園の預かり事業に回答しなかった人の割合を控除いたしました。その結果、一時的な利用については、年7,478人日。定期的な利用については年44,888人日となりました。

続いて17ページをご覧ください。保育園等の一時預かりのニーズ量に関しては、通常の場合、年20,125人日となっておりますが、実績の年4,005人日の5倍近くあるため補正を行う必要があると考えました。そこで市内の保育園等の年間利用定員と利用延べ人数から、実利用率を算出し、ニーズ量の20,125人日に乗じました。その結果が、年5,672人日となりました。

次に、病児・病後児保育事業の補正方法について説明いたします。アンケート調査の設問の性質上、病気になった際に病児・病後児保育事業の利用を希望しますかといった趣旨の設問には、高い利用意向となる傾向があります。そのため通常の場合の算出結果は、年に23,537人となりました。こちらの数値は実績の年1,210人日の19倍程度となっております。確保方を設定する際に、純粋に利用希望のみに基づくニーズ量に沿って確保方を設定すると、適切な確保ではなくなる可能性があると考えます。というのは、こちらの算出方法では、確保した際の実際の利用という視点が加味されていないからです。そこで手引きでも紹介されている国の研究班調査、病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究というのがあるのですが、そちらの方で病児・病後児保育の稼働率の方が全国平均なのですが、30.5%という数字がありましたので、こちらの数字を使用して算出された結果、年23,537人日だったのが年7,179人日と算出がされました。補正の説明については以上となります。

また、前回、委員の方に、算出の際の年齢別の利用意向率を確認したいとご意見をいただきましたので、資料の26-2-2をご覧くださいと思います。こちらの4ページ、あくまでも参考のため作らせていただいたのですが、前回の会議の中で保育園への利用意向が、調査の内容で何歳の子がどれぐらい希望しているかを知りたいということでしたので、こういった形で表を作らせていただ

いております。

また、今まで補正した方法について、ニーズ量の算出方法等の細かい説明をしておりませんでしたので、具体的な算出方法や、補正に関わる内容についてまとめた資料がこの資料 26-2-2 となっております。併せてご覧いただければと思います。

最後になりますが、こちらの議題で提案させていただいているニーズ量を基に、今後確保方策を提示していきたいと思っておりますので、ご検討いただければと思います。また、先ほど説明の途中で、子育て短期支援事業のニーズ量の設定について、今まで数字として示せなかったのですが、3 案算出方法を検討して、今回出させていただいたので、ご意見をいただければ、参考にしていきたいと思っております。あとは学童保育です。低学年の方ですが、資料 26-2-1 の 10 ページになるのですが、算出の手引きに沿った形で算出した方法の場合、27 年度は市全域で 1,532 人になるのですが、やはり利用実態に近い数字として見込みたいと考えておりますので、こちらから参考程度として出させていただいている数字で、7 地区別というのを示していないので、申し訳ございませんが、全市としての数字は、この 1~2 年生のデータから算出した 1,140 人としてはどうかというご提案をいたします。そこについてもご意見をいただければと思いますので、お力添えをいただければと考えております。以上が議題 1 の私からの説明になります。

中山会長：どうもありがとうございました。かなり詳しく説明をいただきましたと同時に、大事な数字が今日出たわけで、教育・保育提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、前回各委員からいただいた意見等を踏まえた調整結果として、今報告をいただいたわけです。今日は、この調整結果について再度委員の皆さんから意見を伺いたいとのことであります。特に最後の方では、放課後児童健全育成事業に関係した量の算出についての皆さんの意見ということもありましたが、全般に今事務局から説明がありましたので、ご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

櫻井委員：質問ですが、(9)子育て短期支援事業、八千代市においてはニーズ調査のアンケート時点では、要望がなかったもので、A 市の実績を参考にして数を出したというご説明をいただいたのですが、この A 市というのは具体的にどこの市ということは開示していただけるのでしょうか。例えば東京都においても、千代田区・中央区のニーズと、東京都の〇〇市というところのニーズは大きく違う項目だと思うのです、この設問に関しては。この場合、八千代市のお母さん方の本当の要望を知るためには、それをどのように出すかは別として、何か似通った状況を設定した上で、この A 市という市を選ばれたのかということをお伺いしたいのですが。

河原主査：まず、A 市についてですが、松戸市を参考にさせていただいております。松戸市は以前から子育て短期支援事業の取り組みがありまして、東京からの距離的な部分で言いますと、八千代市と松戸市というのは似たような距離感があると

ということが1つあります。また、長年実績を重ねており、情報が得られたのが松戸市だったので、先ほど説明させていただいた通り、松戸市の人口の比率と八千代市の人口の比率を比較しまして、その中で対象となる数字について計算させていただきました。

また、案3のB市についてですが、B市は習志野市です。習志野市を選んだ理由としましては、ショートステイの事業としては、上高野にあります「ほうゆうベビー」という施設を利用しており、八千代市にある施設を使っている実績で、去年の8月からですのでまだ丸々1年実施をしたわけではないのですが、八千代市内にあるということであれば、利用したいという方がいた場合に、習志野市よりも八千代市に住んでいる方の方が利用しやすいというところがあるので、実績としては短いのですが、習志野市の状況を参考にした上で、今回案3を算出させていただきましたので、ご理解いただければと思います。

櫻井委員：アンケートを配布して、何百人という世帯に回答をいただいて0だった項目が、本当にニーズが900人日あるのかなと、数字だけで見たら少し純粋に疑問を持ってしまいました。そのように松戸市で言われたらそうかもしれないのですが、そこはどうでしょうか。

河原主査：それについては、資料の26-2-2をご覧ください。7ページです。こちらが、この999人日の算出の方法として出ているものになるのですが。本来の算出方法の場合、先ほども少し説明させていただいたのですが、保護者の事情により、子どもだけで留守番させたものの割合が利用意向率になるのですが、それと利用意向日数というのを掛け合わせた形になるのが、このニーズ量としての算出方法です。この算出方法で出すと、この表の通りになるのですが、一番右側のニーズ量で人日という形で延べ人数になり、それぞれ家庭類型ごとに算出した結果を足し上げると、この999人日となります。

留守番させただけだと、回答者がいませんでした。算出ができなかったのも、前回は資料で出させていただいた、国の算出の手引きの中で、数字が出なかった時に、留意事項として、ニーズ調査の結果で「仕方なく子どもを同行させた」という数字を使って算出するようにということですので、「仕方なく子どもを同行させた」の欄にチェックを入れていた方の回答を基にニーズ量を算出すると、この999人日という数字が算出されました。これについては、八千代市の実績としては取り組んでいないという背景があるので、本来、こういった999人日という数字にはならないということが想定されるのですが、国の算出方法の通りに算出した結果が、こちらの資料26-2-2に載っている通りとなるわけです。

中山会長：今のやり取りは大変大事なところで、また1つの具体例を通してどのように数値を出したかという確認ができたので、私としては聞きながら、そのような理由でなったのだということが分かりました。繰り返しますが、一応その手続きを経て、そしてA市・B市の選定を行ってある数字を出したというのが経過のようです。

他の委員の方もあればご発言いただきたいと思います。

藤澤委員：10 ページの学童保育のところですが、算出方法で1,559人という数字が出ており、ここからスポット利用の希望者を除いたと書いてあるのですが、なぜ除いたのでしょうか。

それから、その次に、就学児童用の1～2年生のデータから、週1～2回の希望者がいないと書いてありますが、もう一度説明してもらえますか。1～2回の希望者が、就学前のところでは結構いらっしゃるようなのです。それで、要するに学童保育の利用の認定は、もう基準ありきなのですか。1～2回利用だと、学童クラブなども入れないから、1～2回は抜いてしまったということですか。

中山会長：では、今のご質問に対してよろしく申し上げます。

河原主査：ここは、利用させないという意味ではなくて、あくまで実績よりも数字が多く出ていたために、算出方法として、一番多く利用している形態は定期的に利用している方が多いということで、ここでは、算出方法の1つとしてスポット利用の方を除いたらこのような結果になりました。あくまでもそれはスポット利用をさせないという意味ではなく、現実的、あるいは実際の今の取り組み状況に近いニーズ量として算出したいという考えがあったために、スポット利用分を除いております。

また、今のスポット利用の方を引いた数字として1,532人という数字になっていますが、その下の段の、こちらから参考程度にということで説明させていただいた1～2年生のデータで算出をして、その中で週1～2回の希望者がいないということについて、上の段と真ん中の段は、10ページの一番上に算出方法というところの枠の中に対象年齢というのがあるのですが、本来のニーズ量の算出方法については、5歳児の調査結果を基にニーズ量を算出するということになっていますので、5歳児のデータから算出している結果となっています。そして、5歳児の調査結果の中では1～2回の利用者という方がいらっしやっただので、その分を引いています。また、一番下の段については、今回1～2年生のデータを基にニーズ量を算出しており、1～2年生の調査結果の中では、週に1～2回希望する方がいなかったという意味になりますのでご理解いただきたいと思えます。

藤澤委員：一人ひとりでは出ていないのですか。一人ひとりで出ているデータがあると思うのですが。現在の学童保育の入所基準、あるいは満員の状態で入れない状況というのがありますよね。それで、学童クラブの小学1年生からの待機状況などはないのですか。待機児童はいないのですか。

河原主査：待機児童はいるのですが、今手元に待機状況の資料がございません。

藤澤委員：学童保育は、優先順位の高い人から入っていくわけで、週1～2回の利用希望の人はもともと入れない状況だと思うのです。だから、利用希望がないのではなく、利用者がいないだけの話であって、希望者がいないわけではない。これは希望者という表現は少し違うのではないかという気がします。ここも少し危ないのではないかなと私は思っているのですが。学童クラブはおそらく足りなくなる気がしています。

それから、5歳児では週に1～2回の利用希望というのが出ていますので、そ

れにどのように対応していくかも1つの課題ではないかと思っています。

中山会長：藤澤委員のご指摘は大事なところだと思います。今の学童のニーズ、そのニーズの捉え方について、実際に待機も含めてどういう状況なのかというのが分かると、またいろいろ変わるのではないかという指摘だったと思います。

調査の過程については、私たちがこういう手続きを踏んだということが分かった上で、こういうところはどうかという指摘だと思うので、そのあたり、詰めていくと良い結果と言うか、望ましい姿が出てくるのではないかと感じました。

阿部委員：私も関連してですが、前に配られた自由記述を見ると、学童のニーズがないのではなくて、自宅と学校と学童が離れているから行けないという実態や、幼稚園・保育園などの時に使っていたような1時間だけの利用、あるいはスポット利用などのニーズもたくさん載っています。とにかく学校と同じ敷地内に学童があったらどんなにいいだろう、使いやすいだろうなどといった意見もたくさん書いてあったので、今の状態では、多分この計算でこの数なのだろうと思うのですが、もっと利用する側、子どもが利用しやすいように変えていかなければいけないと思います。そうしたら多分たくさんの方が利用したいと思い、これ以上の利用希望が出ると思いました。

藤澤委員：調査資料ですが、55ページ、小学校就学後の放課後の過ごし方について伺いますということで、就学後の5番、学童保育所に通わせたいという方が、週1~2回から3回ぐらいまでで、1回ぐらいが6.4、2回ぐらいが7.6、3回ぐらいが20.2ということで、1~3回程度の方が35~36%になるかと思っています。それともう1つ、放課後子ども教室のところを見ていただくと、放課後子ども教室に週5日ぐらいまで通わせたいという人が出ています。これは、回答した方が放課後子ども教室をどう捉えているか分かりませんが、放課後子ども教室はある意味遊び場ですよね。ただ、そのようなところで、安全・安心な遊び場で5日間というのは、ある意味一時的な学童の居場所、学童に替わるような居場所ということで挙げられているのではないかと私は理解します。

この放課後子ども教室と学童の放課後児童健全育成事業を抱き合わせて、放課後子ども総合プランというものが、この間、安倍首相の肝いりで出たかと思っています。その抱き合わせのような方法を1つ検討するのと、放課後子ども教室の利用希望も含めて、学童保育のあり方をご検討されてはどうかと思います。今度示されたものに関しては、幼稚園の利用などさまざま、もちろん小学校との連携というのは一番なのですが、教育委員会と1つの会を作って進めなさいということも出ていますので、そのあたり確保策の中において一時的な学童保育のあり方、それから放課後子ども教室のあり方も含めてご検討いただきたいと思います。

中山会長：今、ご意見、それから質問等が出ています。そして、放課後児童健全育成事業に関係した内容と、今委員が発言されたように、新しい政策が形になりそうなところで、八千代市も対応を何か考えられないかというご発言だと理解しました。まだ関連する発言があるかもしれませんが、その他の部分でご意見、ある

いはご質問があったらぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

友森委員：先ほどいただいた資料の26-2-1の5～6ページで3号認定の量の見込みがいろいろ考慮されて、570から200へと減ってきているのですが、前回いただいた資料の自由記述欄を読んでいると、今の保育園の状況だから第二子を妊娠した時に上の子が3歳児クラス未満だったら保育園を辞めないといけないなどといったことで八千代市がかなり子育てしにくいという声が上がっています。4ページの2号認定が増えているのに対して、3号認定が減っているのですが、このままの状況の2号認定が増えるようになるのか、すると、市民の皆さんが出してくださった声が反映されないのではないかと思ったので発言しました。

中山会長：いかがでしょうか、今のあたりの考え方ですが。今のご発言は、3号認定の捉え方について、アンケート調査に書き込んだ自由記述から考えると、この見込み量よりももっとニーズがあるのではないかというご発言と理解してよろしいですか。

友森委員：量の見込みで出された2号認定の保育園の量が増えても、市民の皆さんが自由記述に書かれた声の今の保育園、上の子が3歳児未満だったら辞めさせないといけないという状況のまま増えたら、実際の市民の皆さんの悩みが解消されないで施設ばかりが増えるのではないかと。

中山会長：今のようなどころはいかがですか。ご意見と言うか質問、どう捉えたらいいのか。いかがでしょうか。

木村主任主事：今のご発言の中の育児休業に伴う退園の部分につきまして、この後ご説明する予定でいたのですが、保育園なり認定こども園、いわゆる2・3号のお子さんが認定を受けるためには、このような要件が必要ですよと国の方から保育の必要性の基準が示されました。今、保育園では、お仕事というのが入っているのですが、その中に育児休業取得時には既に保育園を利用している子どもがいて、そのお子さんが、継続利用が必要であると認められる場合については、保育の必要性があると認めるという要件が、今まではなかったのですが、今回入ってきましたので、そこの適用について現在検討をしているところでございます。

中山会長：どうもありがとうございます。

友森委員：3号認定では、そのように検討していただいているということですか。

木村主任主事：現時点では、いわゆる3歳児、幼稚園に相当する子については、育児休業を取っても継続は認めています。今回の0歳から2歳については、現状だとお母さんが家にいらっしゃるのので、保育に欠けないという判定をして退所をしていただいているのですが、今回育児休業時であっても、お子さんを継続して保育園で見てもらいたいという方は、必要性を申し立てていただいて、継続を認めていくという形になると思います。当然ながら、家庭保育をするということで退園することも可能です。

中山会長：よろしいでしょうか。

藤澤委員：今、0、1、2歳で、育児休業で退園される方たちというのはどのぐらいの人数なのですか。

木村主任主事：統計は取っておりません。

藤澤委員：うちの園でも毎年3~4人はいるのですが、どのような感じですか。

木村主任主事：その年によって違いますので、一概には申し上げられません。

藤澤委員：今度の制度になると、その子たちがずっといるわけですから、今までよりはかなり多くキャパシティーは作らなければいけないというのが1つ心配していることです。それからここの中で0歳児ですが、お母様方、ここを0歳のうちに復帰したいという方は、0歳児でも00クラスになるのですが、実は1歳になって復帰したいというお子さんもまた0歳児クラスになると思います。私、0歳児をこんなに減らして大丈夫かな、と少し心配しているところなのです。

千葉市の委員も一緒にやっているのですが、0歳児はすごい数が出ていたのですが、結局そのままの数字を残しておくということで、それも少し大変だなと思いつつも、八千代市で少し減らしすぎではないかなというのを心配しているところなのです。お母さんたちのために、ちゃんと1歳になって復帰したいというのを、0歳児クラスと理解して計上しているのかなと少し心配するのですが。

中山会長：今、具体的などころの心配というか、今後の予想の中で現実的にどういう問題が起こるかという、そのような心配だと理解します。

藤澤委員：もう1つ言わせてもらおうと、育児休業満了の1年取って復帰したというお母様方はたくさんいらっしゃいます。ただ、1歳になった時に必ず保育園に入れるかどうか分からないから、前倒しで1歳前に復帰する方たちというのはすごく多いのです。それで、1歳になって確実に育児休業が明けた時の予約ができれば、あるいは必ず入れる保育園があれば、非常に安心して丸々1年、あるいはそれ以上取ることができるわけで、このあたり、すごく丁寧に予約が取れるぐらいのキャパシティーをきちんと持っていたきたい。もういっぱい入れませんということで、結局また前倒しで育児休業を明けなければいけない、あるいはもう一年、半年待たなければいけない、あるいは辞めなければいけないということにならないような形で、0歳児のキャパシティーというのはきちんと持っていないといけないのではないかという気がしています。

中山会長：今、0歳児のいわゆる受入量の数値について、この数字で果たして心配はないのかということですが、このあたりは出すに当たって何か、今の質問に対するお答えができるようでしたらお願いします。

松井課長：前回もお話をさせていただいた通り、ニーズ量として少し多めに出てしまう傾向が全国的にあります。それは一般的に言われているところなのですが、0歳児につきましては、一応こちらに書かせていただいているような補正をさせていただきました。そうして出てきた数字が、皆さんのイメージからすると、少なすぎるのではないかというご意見であるかと思えます。

補正の方法を見ていただくとお分かりになると思うのですが、0歳児のお子様をお持ちの方が、定期的な保育を利用していない理由の中に、子どもがまだ小さいからという理由があります。括弧書きで何歳まで、子どもが何歳ぐらいになったら利用したいと思っているかという形があります。つまり、私どもはそれを受け止めて、0歳児は自分で見たいと考えていると判断しました。つまり

定期的な保育には預けたくないと思われているということを判断基準にさせていただき、その割合で引かせていただいた結果がこういった形になりました。つまり、0歳児のお子様をお持ちになっているからといって、決して定期的な保育を利用したいと思っているわけではなく、むしろ自分の手で、ご家庭で面倒を見たいということです。では、そう思われている方というのはどの設問から拾ったらいいのかなといった形の中で拾わせていただいて、それを差し引いた数字がこういう形になりました。

ただ、皆さんの目から見て、実態・実感として、少し少なすぎるのではないかというご意見をいただきましたので、そのことについては、改めて今の実績等と照らし合わせながら検証させていただきたいと思えます。

中山会長：ありがとうございます。

丸山委員：おそらく、補正を掛けて少し減らしすぎなのではないのご意見が多いと思うのですが、実際の事業者側からすると、これだけでも十分チャレンジな数字だなという気がします。補正をかけた数字でも実際これできるかなという数字であります。確かに余裕があるぐらい施設、もしくは人員の配置ができれば一番いいのかもしれませんが、余裕がある状態だと、いわゆる事業としては赤字になってしまいます。実際に今保育園も、年度途中の子どもたちが入ってくるという状態を見越して職員の配置を年度当初にしているの、年度の最初というのは赤字が出ているわけです。それをさらにいつでも誰でも入れるように用意しておきましょうというのは、最初の補正をかけない数字で準備をしようとする、とてもではないですがこの5か年計画の5年目までたどり着けないような事業者ばかりになってしまう可能性があると思うのです。

それで、確かにある程度絞っている数値ではあるとは思いますが、この27年度の数をクリアさせてもらえないかと。確かに0歳児、1歳児、受け入れを増やしてあげられればいいのですが、ご存じのように今、保育士不足という問題もあるので、数だけはバンと出しても、では、それは誰が見るの、という、実現可能な計画にならなければ意味がないので、そこら辺は少々勘案する必要があるという気がします。

藤澤委員：今、認可保育所の話だけされていると思うのですが、今回の0歳児のキャパシティについては、地域型の保育事業や、事業所内保育、あるいは小規模などといったことも含めて0歳児の確保策に入れるはずだと思うのです。認可保育所はそういったことだというのは分かりますが、それをきちんと国に上げて請求書を作るのが、今回子ども・子育て支援事業だと思いますので、やはりきちんと必要ならば必要な請求ができるようにしていただけたらと思います。認可保育所だけでまかなおうとすると、やはり無理があります。結局今、八千代市内にも認可外は数に入っていないですよ。定員というのはあくまでも認可保育所ですよ。待機児も認可保育所の待機児だけです。ですから実際に本当の0歳児のニーズ、あるいは実際に保育を利用している人の数というのは、今分かりますか。認可外というか、全部含めて、八千代市内の認可外も事業所内保育所も0～2歳児が一体何人保育をしているのかという数は、把握していな

いと思うのです。ですから、実際はこれに近い実数があるのではないかという気が私はしているのです。

中山会長：非常に現実的に、どのように捉えるかという多方面からの考えが出て、大変良かったと思います。また、八千代市の方も今の意見を勘案して、今日出している数値に対して、もう一度検討を加えるというお話でしたから、この数が妥当であるか、あるいは少なすぎるのか、また現実的に受け入れ等さまざまな要素から見て、何が適切なのかというところで発言がありました。それだけこれ大きい問題だということですよ。大きい問題だからこそ、いろいろな角度から意見が出たのだと思います。

藤澤委員：確保策は認可保育所だけではないのです。いくつか選択肢がありますので、どのような形で、認可保育所はこの程度の定員、それからその他の定員というのは、ある予算の中、あるいは国へ請求を上げますので、それで確保していくというのがこれからの支援だと思います。認可保育所ができないならば、他の確保策を検討するというのが妥当だと思います。

中山会長：大きな数値を出しているというのはそのような意味ですから、今の発言も含めて記録されていますので、また再検討の中に加えていただきたいと思います。もし関連する発言がなければ、議事の進行を進めていきたいのですが、よろしいですか。

阿部委員：小学校に行っている子どもの放課後の学童、いわゆる今言っている学童保育の数ですが、放課後の子どもたちの学童というのは本当に一部で、学童は利用しないけれど、地域に児童館があったらそちらに行かせたいとか、夏休み中預かってくれるところが欲しいとか、おそらく市に対する親としての願いがあると思います。「このようなものをもう少し」みたいな希望があると思いますが、これを見る限りでは、学童保育のことしか載せておらず、私はこの後の計画に他のことが載ってこないのかなと少し不安になったのでお話を伺いたいと思います。例えば、放課後子ども教室と学童というのは違いますよね。あるいは専業主婦であってもパートで普段は午前中だけ働いているから、学童保育が平日は必要ないけれど、夏休みは困るというお母さんは山のようにいて、児童館が欲しいとか、公園を整備してほしいとか意見があると思うのです。今回のこれを見ると、学童保育だけの対処では、この先ずっと進まないかなと思います。それをどう持ってくるのかなと思ったものですから、質問です。

中山会長：この後、学童の運営に関する基準など案がありますね。こういうところにも関連して、今のような放課後の児童の問題を、今後どのように八千代市として考えていくのかという大きく捉えたご質問だと思います。調査の中に出ているニーズについて、今後どういう取り組みをするのかも含めて、この会議の中でどのように触れていくのか、今の発言の後のところでもう一度関連して話題にできればと思います。

まずは時間の関係も少しありまして、今回の量的な見込みに関する一応大きく質問は3つ出ていたように思います。先ほど、話題になっていた学童関係。それから、いわゆる3号認定のこと。それから0歳児の数値の扱いのこと。ここ

に集中して質問、あるいは意見が出ていたように思います。

そこで、今のことを踏まえつつ、もしよろしければ、他にぜひご発言したいという方がなければ、本日の2つ目の議題に移って、また少し関連付けてお話ができればと思いますがよろしいですか。では、ここから次の議題に入るわけですが、事務局におかれましては、先ほど複数の委員から発言があったことを生かしていただき、あるいは参考にさせていただき、見込み量の最終的な調整を図っていただいて、次回の会議で結果をご報告いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の2の「子ども・子育て支援新制度に関する基準について」、に移らせていただきます。ここでは、3つの基準が示されています。多少時間の関係もあるのですが、1つずつお話をいただいて、その都度何かご質問があれば受けたいと思います。

初めに、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、事務局より説明をお願いいたします。

木村主任主事：では、お手元の資料、26-2-5「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案」というものをご準備ください。まず、「家庭的保育事業等とは」ということなのですが、こちらにつきましては、いわゆる来年度からの子ども・子育て支援新制度におきまして、新たに市が認可をする事業として想定されるものであります。いわゆる保育所や認定こども園につきましては、千葉県が認可をして事業を行う形になるのですが、この家庭的保育事業等については、八千代市が認可をして、運営をしてもらうという流れになっております。

具体的に、家庭的保育事業等とはということなのですが、資料の1~2ページを開き、下段の2ページをご覧くださいなのですが、概要としまして地域型保育というのは定員が19人以下のものを言っております。定員が20人以上になりますと、保育所として千葉県の認可がもらえる形になりますので、19人以下の事業を家庭的保育事業等と呼んでおります。そのところなのですが、こちらにひし形で小規模保育、定員が6人以上から19人以下と、家庭的保育、利用定員が5人以下、それから居宅訪問型保育、それから事業所内保育というのがあります。

まずは家庭的保育からご説明したいのですが、家庭的保育というのはいわゆる保育ママと呼ばれている制度なのですが、自分の自宅に保育が必要とされるお子さんに来てもらって、自分の家で保育の事業を行うという事業になります。居宅訪問型保育というのは、その人の家に行き保育をする事業になります。ですので、こちらはイメージとしてはマンツーマン保育です。家庭的保育については、3対1、5対1という形でできるのですが、居宅訪問についてはその方の家に行き行う事業になりますので、1対1の保育を展開することになります。

事業所内保育は、主に会社の福利厚生として、例えば病院の中に付いている保育室をイメージしていただければと思うのですが、そちらに従業員の子どもだけではなくて、いわゆる地域の保育を必要とする子どもの枠を作っていただい

て、そこで受け入れを行っていただくということになります。そういった場合について公費を投入するという制度になっております。

家庭的保育事業等において、認可するには当然基準というのが必要になるのですが、その基準を各市で、条例で定めなさいとなっております。その条例の内容については、国で基準が示されておりまして、その基準の中で従うべき基準、要は国の基準を下回ってはいけない、絶対守りなさいという基準と、参酌すべき基準の2つに分かれております。従うべき基準というのは、適合しなければいけない基準ですが、上乘せはしても良いという基準になります。参酌すべき基準というのは、十分それを考慮した上で、その結果であれば市町村の方でそれぞれに内容を定めても良いというものになっております。

では、具体的に国の方でどのような基準を定めているかと申しますと、3~4ページになります。こちらは、国の基準が今示されており、八千代市では若干の上乗せを行っておりますので、それについては後ほどご説明いたします。

まず、上の3ページからご覧いただきますと、保育所についてというのが一番左側に出ています。保育所は千葉県が認可する保育所です。定員20人以上のものになるのですが、ここは例えば0歳児のお子さんが3対1という見方なのですが、0歳児の子ども3人に対して保育士1人で見ることができます。保育士1人が3人の子どもを見ることができるというイメージになります。1~2歳児であれば保育士1人に対して6人の子どもが見ることができるという基準があります。この基準をそれぞれ今度市の方で小規模保育事業等に当てはめて設定していく形になります。

先ほどご説明をした小規模保育事業なのですが、こちらはABCと3パターンに分かれています。A型というのは保育所、あるいはその保育所の分園あるいは小規模な保育所に極めて近いイメージのものになりまして、配置基準も保育所のものプラス1名となっております。それからその事業の職員です。これは、職員は保育士の資格を持っていないといけないとといった条件です。それから、保育室の面積です。子ども1人、例えば0歳児と1歳児であれば、1人あたり3.3㎡必要ですよといった基準があります。

B型については、職員の数については保育所の配置基準と一緒になのですが、資格の欄が異なっています。A型については保育士でなければ駄目となっているのですが、B型については配置基準から求められる数のうち半分が保育士さんであれば良いとなっております。0歳児が6人入っているとすると、保育所の基準であれば3対1で見ることができるので、6を3で割り、2人保育士が必要です。A型であればその2人が必要になるのですが、B型であればそのうちの半分は研修を受けた方です。要は保育補助者でも良いという基準になっています。

C型については、これも3対1という基準なのですが、こちらは0~2歳児までを含めて3対1です。1歳児と2歳児を6対1で見てもいけないという形になるのですが、こちらについては家庭的保育者と呼ばれて、要は保育士の資格を持っていなくても、市町村が行った研修を受けて、保育士と同等、またそ

れ以上の知識・経験を有すると市長が認める場合、その人がこの事業をやっても良いという基準になっています。

4 ページですが、家庭的保育事業です。自分の家に子どもが来てもらって保育を行う事業については、3 対 1 です。0～2 歳児、3 対 1 で行うことができます。家庭的保育補助者を置く場合は、子ども 5 人に対し、大人 2 人で良いという基準になっています。こちらについても資格の欄に保育士というのが入ってなくて、研修を受けた保育士と同等の知識を有する人であれば事業ができるという形になっています。

あとは事業所内保育。先ほど申し上げた病院内の保育施設など、こちらは定員が 20 人以上と 19 人以下で分かれていますのですが、先ほど申し上げた通り 20 人以上というのは県の認可がもらえる保育所になりますので、保育所と同レベルを求めているという基準です。19 人以下については、先ほどの 3 ページの A 型と B 型と同じ基準というのが国の設定になっています。

最後に居宅訪問型事業。その方の家に行って保育をする、マンツーマンで保育をする事業。マンツーマンなので、当然年齢に関わらず 1 対 1 でやります。こちらについても研修を終了した保育士又は保育士でなくても、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者については、この事業ができるというのが国の基準になっています。

これらの基準を八千代市で条例化する時にどのようにするかというところになってくるのですが、1 ページお戻りいただいて、3 番。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準で市の考え方というところなのですが、ここで 3 点、八千代市の方で今上乘せをしたいと考えております。1 点目が、先ほど申し上げた家庭的保育者なのですが、ここは保育士の資格を持ってなくても研修を受けた方で保育士と同等、またそれ以上の知識・経験を有する人であれば事業ができると、国ではそのようになっているのですが、八千代市では、基本的には、例えば家庭的保育であれば個人の自宅で行う事業、少人数の保育を行う事業という特殊性に鑑みまして、研修を受けた方で保育士資格を持っていない方でも良いという国の基準よりも、やはり保育士という専門的な知識を持つ方に限定したいと考えております。

先日、埼玉県のマンションで、インターネットで依頼を受けた横浜市の無資格のベビーシッターが男の子を殺してしまったという事件があったのですが、そういった点も勘案し、保育の質というものを担保する上で、研修を受けるのは大前提なのですが、且つ保育士の資格を持っている人に限定したいと考えております。

それから 1 ページの②で、家庭的保育事業の先ほど子ども 3 人まで 1 人で見ることができるというお話をしたのですが、やはり子どもが多数いる中で大人が 1 人しかいない状況を排除したいと考えています。それは、その大人の方に何かあった時に、0～2 歳児の子ども 3 人では何もできない、その大人を助けることは当然できないということで、やはり大人が 2 人以上いなければならないと考えておりまして、先ほど保育士資格でないと駄目だという制限を 1 つ加えま

したので、その方1人と、もう1人必ず大人がいなければ事業を実施できないという上乗せをしようと考えております。

さらに3点目ですが、乳児室の1人あたり面積、先ほど0歳児については3.3㎡というお話をしましたが、1人あたりの面積の制限があったのですが、いわゆる乳児室というのが0歳児のベッドに寝ているだけの赤ちゃんをイメージしていただければ結構なのですが、乳児室とほふく室というのがありまして、ほふくというのはいわゆるハイハイする赤ちゃんです。乳児室は基本的にはベッドに寝ている赤ちゃんをイメージしておりまして、先ほど小さいうちに預けたくないといったご意見があったと思うのですが、0歳児クラスであっても、入園する段階では既にハイハイをしている、または既に歩いている状況が多々あります。小学校の学年をイメージしていただければ結構なのですが、4月1日時点での年齢でクラスが決まっていきますので、0歳児であって年度の途中で1歳になるのですが、4月1日では0歳なので、その年度間、1歳になっても0歳児クラスの扱いになります。そこで乳児室という一定の基準を国は設けているのですが、実際に入園してくるお子さんはほふく、ないしはつかまり立ち、一人歩きをしているお子さんが多いということから、こちらは千葉県の保育園の基準を定めた条例とも同一の基準になるのですが、3.3㎡に上乗せしたいと考えております。八千代市として上乗せしたいと考えているのは以上でございます。

あとはこちらの5ページ以降が国から示されている、厚生労働省が出した家庭的保育事業を行うに当たっては、この基準でやりなさい、またはこの基準を参考にやりなさいというものになるのですが、先ほど申し上げた3点については、国の基準よりも上乗せしたいと考えております。

具体的には10ページになります。こちらに記載の内容について概要を申し上げますと、その名の通り設備と、その施設の運営に関する基準という形になりますので、その運営面では、例えば一般的な利用をするお子さんが明るくて衛生的な環境に置かれて、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身共に健やかな成長を保障するものであるということから始まりまして、それを最低基準というのはあくまでも最低の基準なので、それを常に向上させなさいといったものから始まっていきまして、先ほど申し上げた面積の関係、それから職員の配置の関係、それから給食の関係等々が規定されております。

上乗せを行いましたのは10ページ、家庭的保育事業の話になります。自分の家にお子さんに来てもらって保育を実施する事業なのですが、こちらの方で国基準というのが真ん中あたりにあるのですが、下段のところに資格要件、家庭的保育者です。国の方では市町村長が行う研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるものについては資格要件があります。この事業をやって良い、認可基準に合致しているとなるのですが、八千代市では、先ほど申し上げた理由から、一番右側の通り、家庭的保育者については、市長が行う研修を修了した保育士というところで切りたい

と考えております。

それからその下段に、職員数は乳児 3 人までを 1 人で見ることができると書いてあるのですが、それに加えて保育に従事する職員は 2 人いなければならないとします。1 人に何かあったら困りますという基準を加えています。

同じような内容が 16 ページ。これは先ほど申し上げた小規模保育の C 型というもので、これも家庭的保育に似ているものですが、カテゴリーとしては一緒になります。

18 ページ。こちらが居宅訪問型保育。そのお子さんのいる家に行って保育をする事業になります。こちらについても、中段よりやや下に資格要件として家庭的保育者というのがありまして、ここも保育士で切りたいです。ちなみにこの居宅訪問事業につきましては、マンツーマンで行う保育ということがありまして、この 18 ページ上段、一番上のところですが、居宅訪問事業というのはこういった保育を提供するのだと国から示されているのですが、要は障害、または病気の程度を勘案して、集団保育が著しく困難で、そこに入っていきのかなか難しいと認められるようなお子さんに対して、その方の家に行って保育をする事業です。あとは母子家庭。ひとり親家庭です。深夜勤務を行っているなど、その方の家に行って保育を提供することが望ましいと思われる方について、この居宅訪問型事業を展開する形になっております。ただ、この事業は誰しもが使えるものではなくて、こういった条件が設定されています。

それから 20 ページをご覧ください。20 ページの中段より下。保育室、黒丸がありまして、国基準なのですが、0~1 歳児。先ほど申し上げた乳児室です。ベッドに寝ているお子さんは 1.65 m²あれば良いと国は言っているのですが、先ほど申し上げた通り、入園してくる頃にはみんなハイハイしたりつかまり立ちしたりしていることが多いでしょうから、ほふく室の基準に合わせて、ここでは、県の条例の基準と一緒にものになります。

あともう一点です。今お手元にお配りしている資料には記載されていない事項になり、現在こちらを確認している最中なのですが、この事業をやりたい場合、あるいは家庭的保育事業をやりたいという方がいた場合、その事業者が暴力団なのかどうかという暴力団排除関係のものを除きたいと考えております。今回作る条例の基となっている国基準、またそれよりも上の上位法で、暴力団を排除できるのだということが明確に確認できれば、今お手元にある資料のままでいきたいと考えているのですが、それが明確に確認できない場合については、暴力団排除の関係のものを追加した形で 8 月に市民の方からご意見をいただく機会を設けておりますので、その際に提示したいと考えておりますので、その点だけあらかじめご了承くださいと思います。家庭的保育に関するお話は以上でございます。

もう一点追加でお話したいことがございます。資料 26-2-8、先ほど最後にお配りした A4 の横の資料なのですが、ご質問の中でもありました保育の必要性、保育園ないし認定こども園に通うための条件、あるいは理由とすべき、こういったものがあれば保育が必要であると認められて保育の事業が利用できる

のだという基準を、国が示しております。また、下段のエクセルの表をご覧くださいただければと思うのですが、国の方で、子ども・子育て支援法施行規則というところに、これらの理由を記載してありまして、これはもう全国みんなこの基準で行きましょうという形になっています。それで、八千代市もこの基準を横滑りさせて使おうと考えております。

1点だけ①のところで、ひと月において48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上の労働をすることを常態とすることという欄がございます。ここに幅を設けているのが、各市町村によって現時点で保育園に入る時に、大体の方はお仕事を理由に保育園に入ってくるのですが、何時間以上であれば保育園はオーケーというものを決めています。下限を設けていない市もなくはないのですが、近隣でも何時間以上という下限を設けておりまして。国の方で全国調査を行った結果、48時間から64時間までの間が最も多いという形になっておりました。

その前に行った厚労省のサンプル調査によれば、時間も64時間以上と設定しているところが66%ぐらい。それ未満に設定したのが34%ぐらいという調査もありました。

八千代市では、今度の新制度になると、何時間に設定するかという形になるのですが、まずは今保育園に入っているお子さんが退園することになってはならないというのが1つあります。それから、あとは今までやってきた中で八千代市はこの基準でやっていますというのを、十分に市民に周知を図っているということがあります。

それらを勘案しますと、今現在八千代市の保育園の入園条件の、1日4時間以上、かつ週4日以上のお仕事、これは仕事を理由に入る場合です。疾病や出産というのはあるのですが、お仕事を理由にする場合には、1日4時間の4日以上を条件にしています。つまり国で言うところの、4×4で16時間。掛ける4週間。イコール64時間という形になりますので、基本的には現在の八千代市の基準を横滑り適用したいと考えております。

現在八千代市では、その基準に満たない方への保育サービスとしまして、市内8か所の保育園・幼稚園で、一時預かりというサービスを展開しております。こちらはその園に通ってなくても、市民のお子さんがどなたでも使える事業になっておりまして、お仕事をしていなくても使える事業になります。要は心身のリフレッシュです。ちょっとお子さんを見るのが疲れちゃったなという時に、ちょっとだけ見てほしいという時に使える事業を、これをひと月15日まで使えるという形で展開しておりますので、いわゆる4日・4時間なので月16日に満たない方については、その15日間の事業を使っていただければと思っております。

中山会長：どうもありがとうございました。かなり詳しく説明していただいたので、先ほどの1番目で議論したことの関連事項もたくさん出たかと思えます。また、お話の中にありましたが、今説明していただいた1つ目の基準について、その他の2つの基準についても、8月に実施を予定しているパブリックコメントを求

めるわけですね。それに向けて、いろいろ今準備されているということです。そこで今日この場でこういう情報を得たということで、時間をある程度区切った上で、もしご意見があれば、今の1番目の子ども・子育て支援の新制度の実施に関連して、1番目、家庭的保育の事業等の設備及び運営に関する基準、八千代市の条例で基準を設ける案の説明がありました。これに対していかがでしょうか。ご意見があればご発言をお願いします。

石田委員：質問なのですが、1ページ目の3の①と②に関する質問になります。家庭的保育者の資格が保育士と、2番目のところで2名以上ということなのですが、そうしますと家庭的保育事業を展開するためには、そのご家庭に2名の保育士がいないといけないということでしょうか。それとも1名が保育士で、もう1名は補助のような形で資格なしでもいいのでしょうか。

木村主任主事：1名が保育士、もう1名が補助者でございます。

中山会長：すると、この2名以上という書き方は、括弧書きでそのような書き方にするのですか。②のところの保育に従事する者の数を2名以上というのは。

木村主任主事：今の資料の10ページをご覧ください。下段の資格要件と職員数のところです。家庭的保育者については保育士資格を求めています。その下の黒ポチの家庭的保育補助者、こちらについては研修を受けた方を想定しておりますので、基本的に事業をする場合、家庭的保育者が1名いて、補助者が1名います。それで、子どもが3人しかいなかった場合、保育士1人で事業展開できるところなのですが、ここに保育補助者を入れなければいけないという書き方にしたいと考えております。

櫻井委員：現在保育園というのは、認可保育園と認可外保育園の2種類、今八千代は2種類でしたか。

木村主任主事：基本的には認可保育所以外のものを認可外と一般的に呼んでいます。

櫻井委員：例えば市川市だと、認可保育園、認証保育園、認可外保育園の3種類、市によっていろいろだと思うのですが、今回このような制度ができることによって、いわゆる八千代市内に認可外保育園はなくなるのですか。

木村主任主事：いえ。あくまでもこちらの事業を希望するかどうかによります。例えばこちらの事業をやりたいと認可外保育施設が手を上げてきますと、八千代市の方でこのお子さんを入れてくださいといった場合に拒否ができません。例えば認可外保育で独自のプログラムをやっていて、知育の方に力を入れている認可外などもあつたりします。そうすると、「うちはこれが売りだから、保護者さんに宣伝をして、希望する人だけに来てほしいのです。その分保育料も高く取つたりしますから。」というところがあれば、そのまま残る可能性もあります。

櫻井委員：ということは、プログラムは市なり国なりが定めたプログラムに則った内容をやってくれる事業者のみが対象になるということですか。

木村主任主事：保育の実施に関しては基本的な部分があるので、上乘せをやってもらう分にはかまいません。例えば、よくあるのが、保育園で英語の先生を置くなどがあるのですが、それはやってもらってもかまわないです。

櫻井委員：では、八千代市の中では、さっきのお話の場合、県の認可が下りているのが人

数 20 人以上だというご説明をいただいたのですが、そうすると、人数の枠で 20 人に満たなくて、一応県の認可も取れるような事業者内容、そういった質の高い保育が展開されていて、19 人以下であれば八千代市の認可保育園になります。補助金が事業者に出るということですね。

それで質問なのですが、例えば船橋市の場合、市をまたいだ認可外保育園に通っていても、お母さん方に 2 万円の給付金が出ています。八千代市はそういったところで公立の場合は収入によって補助が出るみたいですが、認可外の保育園に行っている場合は、八千代市は今のところはそういったところがないということで、今のお話の場合、事業者に対しての助成金というのがよく理解できたのですが、お母さん方への補助というところはどうですか。

木村主任主事：こちらの制度に入っていただくと、所得に応じた金額で八千代市が決めた、いわゆる認可保育所の料金表を適用するイメージになります。

櫻井委員：ということは、公立の保育園と受け入れ人数の多いか少ないかというところの差になってくるということですか。

木村主任主事：そうですね。受け入れ人数の差と、あとは先ほど言った小規模保育の A 型ということであれば、認可の場合は一番左側なので全員が保育士、B 型を希望する事業者であれば半分が保育士という部分が変わってきます。

櫻井委員：では、今回小規模保育事業に補助金が下りる理由というのは、公立保育園に行けない方の受け皿といった位置付けなのですか。

木村主任主事：国の方では、保育の量的拡大部分と質の担保、それは車の両輪だと言っていて、当然量的な拡大の部分ということであれば、こういったいろいろな多様な事業者を参入させて、保護者がいろいろな事業から選択ができる形を採りたいというのがあると思います。

石田委員：家庭的保育者の資格のところなのですが、保育士資格に限定するのはとてもいいと思うのですが、なり手がいるのかなということがありまして、新宿区などのように、保育士資格以外に例えば看護師資格など、資格の枠組を増やさないで、条例だけ作って誰もやらないという形にならないかなと思いました。

2 点目なのですが、先ほどのお話の場合、小規模保育事業に関しては事業者という人がいて、その事業者が手を上げるかどうかというイメージですか。詳細を調べていないのですが、品川区あたりだと自宅で保育園をするのが非常に大変ということで、入れ物だけ行政の方で作ってくださって、そこに保育ママたちが集まって 0 歳児などをたくさん見るということを展開し、待機児を減らすということをやっているようです。多分家で見るというのは相当、しかももう一人大人が自分の家に来るというところが非常に大変だと思うので、もし本当に具体的に進めるのであれば、そのような形の展開、例えば市営住宅の空いたところを使うなどといった展開のしかたもあると思いました。

中山会長：パブリックコメントでも多くのものがあると思うのですが、今日は委員の皆様からも出た意見を参考にということだと思います。

では、基準 2 の方もお願いいたします。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、よろしく申し上げます。

河原主査：お手元の資料の 26-2-6 をご用意ください。26-2-6 の 1 ページをご覧ください。子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法及び児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づいて、市町村が対象施設、事業として確認することにより、給付による財政支援の対象となります。具体的には給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づいて各施設・事業の類型に従って、市町村事業計画に照らして認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象とし、委託費の方を支払うこととなります。

認可基準と運営基準の違いについて、先ほど子育て支援課の木村から説明がありました。認可基準は人員の配置基準や面積の基準など、当該施設・事業に必要な設備及び運営の基準を定めているものになりますが、運営基準、確認の基準については、市町村の財政支援を受ける対象として、適格性を確保する観点から運営に関する基準を定めるものとなっています。

運営基準の制定に当たっては、国が定める基準、内閣府令になるのですが、それによりますと、先ほどの木村の説明と重複しますが、従うべき基準と参酌すべき基準があります。八千代市の実情においては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないということ、また、今回は初めて市として定めるということもありまして、基本的には国の基準を条例化したいと考えています。

2 ページ以降については、内閣府令、国基準と内閣府令で定める基準の区分、及び本市における基準の案としてまとめたものになっています。内容の説明については、基本的には国の基準を適用することとしたいと考えていますので、変更点のみの説明とさせていただきますが、資料の 15 ページをご覧ください。15 ページの表の一番下になります。事故発生の防止及び発生時の対応ということで、国の基準では、事故の状況及び事故に際して取った処置について、記録しなければならないとなっています。記録しなければならないというところまでになっているのですが、事故は運営基準が適正に守られているかという点について疑義が生じる事態であるので、早期に確認権者である市の方が把握する必要があるという考え方から、後半の部分、記録すると共に当該処置の内容を市町村に報告しなければならないという報告義務の部分を追加させていただきたいと考えておりますので提案させていただきます。

また、先ほどの暴力団の排除条例に関する内容についても同様でして、確認する際に、上位の法律等加味した上で、今回条例を定めるに当たって、先ほどの説明同様に、こちらの基準の条例の文章の中にも追加したいと考えておりますので、パブリックコメントを実施するまでの間に状況を確認させていただいた後に、追加すべきでしたら追加したいと考えております。

中山会長：どうもありがとうございます。今、説明の最初の方に詳しくありましたように、確認制度というのが 1 つのキーワードです。市町村が確認制度の権限を持っているということで、本市における基準は国の基準を適用し、特別説明のあったところは独自にということで、細かくはこの表を後で見ることになると思

うのですが、何かこれについてご質問やご意見があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、これについても、8月にパブリックコメントに求める準備に向かうと思います。

では、3つ目になりますが、「学童保育の設備及び運営に関する基準」、これについてよろしくお願いたします。

山形主任主事：事前にお渡しした資料の26-2-7をご覧ください。こちらの方ですが、趣旨に書いてあります通り、今回子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、児童福祉法第34の8の2第1項に基づき、各市町村が条例により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることとなりました。放課後児童健全育成事業というのは、従来より八千代市においては学童保育事業という形で展開させていただいております。学童保育事業につきましては、従来は八千代市学童保育ガイドラインというのを作成し、運営や児童の取り扱い、職員の資格要件などといったところを定めさせていただきまして、こちらを基準に運営をしてもらったところなのですが、今回それを条例化しなさいというものでございます。

内容につきましては、厚生労働省令によって示されておりまして、先ほどご説明したような内容と同様に、従うべき基準、あるいは参酌すべき基準、そのようなことで分けられて内容がございます。従うべき基準、参酌すべき基準につきましては、先ほど資料の1ページの下半分に記載させていただいております。従うべき基準の内容としましては、基本的に事業を実施する職員についてのものでございます。職員の資格要件と人数配置について、こちらは厚生労働省令で定められた基準を必ず守りなさいということでございます。

参酌すべき基準としてはそれ以外のものです。児童の人数や、施設の整備に関するもの、あるいは開所日数や、その他の学校との連携などといった内容になっております。

2ページ目以降に厚生労働省令とその区分、今ご説明した従うべき基準なのか、参酌すべき基準なのかということと、本市における基準の内容、今現状の内容です。それと一番右に市としてはどういった内容にしたいのかということをご載せさせていただいております。

基本的には、厚生労働省令に準拠するような形で、従うべき基準については当然ですが、それ以外の参酌すべき基準についても、ほとんどの部分を国の基準を適用させていただきたいと思っております。内容については多岐にわたりますので、その中で、一部八千代市として参酌した結果、国の厚生労働省令とは若干異なる内容で定めさせていただきたいと考えている内容がございますので、その点についてご説明します。

資料の5ページをご覧ください。こちらの上から2段目ですが、施設設備の基準についてです。厚生労働省令においては、保育の専用区画の面積につきましては、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないとされています。こちらのガイドラインにおいては、1.65㎡以上の面積を確保することに努めるという内容になっていますが、こちらを今回の条例化に際しましてはガイ

ドラインと同様に、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上確保するよう努めなければならないという内容にさせていただきたいと考えております。こちらの理由としましては、現行の学童保育所の施設定員と面積の状況なのですが、こちら、面積を現行の定員で割り返しますと、1.65 m²を若干下回る施設がございます。こちら、おおむねということにはなっているのですが、具体的には、一番少ないところで 1.37 m²というところがございます。こちらで、実際に定員で割り返すとこの面積になるのですが、実際に入っているお子さんの人数で割り返しますと 1.65 m²をクリアできるところもあるのですが、やはり 1.65 m²をクリアしようとする、現行の定員を引き下げることになってくる可能性があります。

今ご紹介した 1.37 m²のところについては、まだ定員の余裕があるので、引き下げも可能ではあるのですが、その他の施設では定員を引き下げると現行で入っているお子さんたちの人数を下回りますので、さらなる待機児童の発生等が懸念されますので、原則としては 1.65 m²を目指していきたいのですが、現状を鑑みましてこちらは努めなければならないという内容にさせていただきたいと考えております。

もう 1 点ですが、国の基準と異なる箇所としまして、6 ページをご覧ください。一番上の部分です。支援の単位というところでして、こちらは厚生労働省令では、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とするというような内容となっております。

こちらは、現行なのですが、ガイドラインにおいてはおおむね 60 名とさせていただいておりまして、おおむねという表現になっておりますので、最大で八千代市内の学童保育所は、今 70 名を定員上限にさせていただいております。こちらを今回の条例案としましては、基本的には一緒なのですが、おおむね 40 人以下とするよう努めなければならないという形にさせていただきたいと考えております。こちらは、例えばそのような 70 名という大人数の学童保育所においては、内部で例えば 35 名と 35 名のチームに分けるなど、そのような対応を行いなさいという指示が出ており、基本的にはそういった対応を行って、ほぼすべての学童をなるべく 40 名以下のグループ分けを実施していきたいと思うのですが、実際に例えば 45 名の定員の学童など、そういったところもございます。それをこの条例に適用することで、あえて 20 と 25 に分けるということも考え方としてはあると思うのですが、通常の運用上特に大きな問題はございませんので、基本的には現行を維持できるような形で、あくまで 40 人以下にするよう努めなければならないという努力目標にさせていただきたいと思っております。70 名というような多いところについては、可能な範囲で施設内での児童の単位を分割するような形で対応してまいりたいと考えております。

以下の内容については基準通りとなっておりますので、こちらの資料をご覧ください

なっていたらと思います。

それから、補足なのですが、先ほどから出ておりましたいわゆる暴力団の排除について、学童保育事業につきましては、県や保育所の認可などといった仕組みはございませんので、各自治体がさまざまな形態の中で計画を進めて、同時にやっていらっしゃる方に対していろいろな形態がございます。統一された暴力団を排除するような仕組みがもともとございませんので、基本的には学童保育事業の条例については含まれていないのですが、暴力団の排除の規定というのをパブリックコメントする際には追加させていただいて、市民の方々のご意見を伺いたいと考えております。

こちらの資料のタイトルが、学童保育の設備及び運営に関する基準ということにさせていただいております。学童保育という表現は、八千代市における放課後児童健全育成事業の内容ということで、従来から何十年も使っている名称なのですが、法律上はやはり放課後児童健全育成事業という定義になっておりますので、こちらを従来の名称として学童保育にするのか、あるいは法律通りの放課後児童健全育成事業に対する基準名称にするのかについては、現在法務部門の方と協議しておりますので、場合によっては名称が変わる可能性もございます。内容について影響することはございませんので、あらかじめお断りしていききたいと思います。

中山会長：どうもありがとうございます。学童保育の設備及び運営に関する基準、このそもそものタイトルについては最後に説明がありましたが、今検討されているようですが、ここでは放課後児童健全育成事業（学童保育事業）という趣旨のところに書いてありますが、八千代市ではそのようなことで実施しているということでした。

さて、前半の方ではかなりこれに関連するご質問が多く出ていたと思うのですが、何かご意見・ご質問も含めてどうぞお願いいたします。

藤原委員：2 ページですが、八千代市では対象児童が今は3年生までというのが主流で、4年生も受け入れるところが数か所あると聞いているのですが、国の基準を適用ということは、国の基準では何年生と書いていないので、何年生でも受け入れ可能になるということでしょうか。

山形主任主事：そうですね。国の基準通りになりますので、来年度以降については、対象児童は小学校に入っているお子さん皆さんになります。

中山会長：6年生までということですね。

藤原委員：そのようなところをアピールして、はっきり分かるようにしてあげるとうれしい人もいるかと思います。文字が多いと一般の人は読むのも嫌になって、細かいところが分かりにくかったりするので、もしこのまま出すのであれば、何かアピールポイントみたいなものがあればいいかなと思いました。

中山会長：パブリックコメントを求める時の広報のあり方について少し工夫をという、全般についてのご意見だと思います。他にいかがですか。

櫻井委員：先ほどの話で4年生以上も大丈夫ということなのですが、よくよく文を見ると、定員に余裕があった場合で4年生も受け入れ可、また配慮を要する4～6

年生と言うと、親の感覚としては少し問題のある子だから預かってもらったり、配慮を要さなければいけないわが子をどうかお願いしますという形で預けなくてはならなかったりするというのは、いわゆる一般の「普通」という言い方が適当かは分からないですが、対象の1~4年生と書くのとは全く意味合いが違うのに、あえてこのような書き方をされたのはなぜですか。何か定員のマンパワー的な問題なのか、何か事情があってなのかなということがまず1つ質問です。

あと、この学童のことは、この会議が始まる1回目からずっと本当に言わせていただいている、そもそもアンケート項目にも週1回の希望、もしくは夏休みの希望があるかどうか、イエス・ノーの選択でいいので設問を入れてほしいということをお願いしておりました。でも、それが結果的にはできないということでした。その他の項目で希望がある人は書いてほしいというご判断でそうだったと思います。結果、そのアンケートの結果を見たら、その他の項目にかなりの割合で夏休みの希望や短期の希望ということがあったのに、最終的に出てきた資料が、週1~2回の希望はないと結論付けられたことは、私は今、本当に残念というか、悲しい気持ちでおります。ましてや5歳児という、年長さんが卒園するというようなときに、いくら学童の話聞いても、本当の需要は見えないと思います。

私自身もそうなのですが、やはり子どもが小学校に入ってみて、初めてパートをされる方の多さを知って、夏休みに子どもの居場所が無くて悩むというお母さん方が本当に周りにたくさんいらっしゃいます。この会議でも、子どもの居場所ということは何度もお話が出ており、題名のところもそうだと思います。やはり放課後児童健全育成事業に私はぜひ1票を入れたい。子どもの居場所、八千代市の子どもたちが本当に健全にすこやかに育っていくためのあり方ということ、ぜひご検討いただきたいということ、本当に強く思っております。

八千代市のホームページで、多分子育て支援課のサイトだったと思うのですが、何かQ&A式に質問される項目の中にも、夏休みに関する要望を訴えられている方がいらっしゃいました。その市のホームページでも、そこに対して今はそのような制度はないと返答されていましたが、やはりそのようなことがあり、実際に私も肌で感じており、アンケートにも挙がってきているので、どうかそこに対して何らかの、もし市が無理なのであれば、例えば幼稚園をとおしやってくださった先生もいらっしゃいましたし、そのような民間か何かを利用して公費が投入されて、そういった場を設けていただけたらありがたいということ、強く願っております。

藤澤委員：現行のガイドラインは撤廃ですね。

山形主任主事：基本的には、ガイドラインが今回の条例を補足するような内容になる部分もあります。例えば一施設に置くべき設備の内容など、細かいことがあるので、そういった部分を生かしながら、重複している部分についてはガイドラインから削除なり修正なりを行うような形になります。

中山会長：まず、今の櫻井委員の発言に対して、少し市の関係の方からご発言いただきたいと思います。かなり切実に市民の声としてどう考えるかというところだと思いますのでご意見をいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

松井課長：確かに、櫻井委員を始め、学童保育のスポット利用につきまして、非常に多くの意見をこの会議の場でいただいているのは十分承知しております。基本的に私どもで、1～2回の学童保育所の利用の見込み量から出していったところの中で考えさせていただいていることなのですが、まだ十分に検討が進んでいたり、結論が出ていたりしているところではありませんが、放課後児童健全育成事業、学童という形で、スポット利用を望まれるようなご家庭の需要などを吸収していくのか、それとも、もし違う事業で、保育・教育事業をやられている方の中で、そういった事業を供給してもいいというところがあればそのようなところで行うのか。また、放課後子ども教室という話も出ましたが、そのような中でもっと形態を変えて、学童とそのようなものと、いろいろ方策は考えられると思います。

いずれにしても、放課後児童健全育成事業の方で、全部そこで出た需要を、また、そもそもの児童福祉法に基づく、日中ご両親がいらっしゃらないご家庭を対象に見込み量を見込むのか、それともそのようなスポット利用の方も含めて量を見込むのかということと、スポット利用の人をどのようにして八千代市で吸収していくのか、対する供給体制を整えていくのかという形になっていくと思います。

現段階では今まさにいろいろな方法が考えられるだろうというところで、今一度やはり今日のご意見を整理するため、1つの論点としてお預かりさせていただきたいと考えていますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

櫻井委員：1つ目の質問で、4年生からの書き方、ここの文面が、配慮を要するところの部分です。

松井課長：そちらは、表の一番上の項目を見ていただきたいのですが、今現在本市でやっている対応なのです。それで、その一番右が今後27年度以降に考えている私どもの基準の考え方ということで、今現在はこのようにしていますが、27年度以降は厚生労働省令に合わせたいという表の作りになっています。

櫻井委員：今後きちんとしたものができ上がって、八千代市の放課後児童健全育成事業の方針は、この左側、厚生労働省の出しているうんぬんが入ることになるのですか。

藤澤委員：先ほど残すとおっしゃいましたよね。それをお聞きしたので。

山形主任主事：条例としては、当然、厚生労働省令の内容の通りになります。右側の現行の内容が、条例というところに関しては当然、左の内容になりますので完全に変わる形になります。ガイドラインも先ほど申し上げた内容だと、残すところもあるのですが、ここを残してしまうと条例の内容と完全に抵触してきますので、この部分については、ガイドラインは削除する形になっています。

櫻井委員：では、4年生うんぬんはガイドラインの内容なので削除になるということですね。

山形主任主事：おっしゃる通りです。

中山会長：藤澤委員、よろしいでしょうか。

石田委員：3 ページ目の職員の知識及び技能の向上等というところですが、条例では、一応案としまして国の基準を適用と書いてあるのですが、私としましては、今現行のガイドラインにある研修の書きの方が非常に丁寧でいいのではないかなと、八千代市のオリジナリティが出ていていいのではないかと思いますので、このところをご検討いただけたらと思っています。

中山会長：研修の内容については、現在書かれているものを生かすと。

石田委員：内容とあとは補償のところですね。

中山会長：ご意見がありましたので、参考によろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

友森委員：5～6 ページで、5 ページの上から2 段目に書かれている部分と、6 ページの一番上の定員について書かれているところなのですが、これは定員を増やしたり、そのような基準を変えるのではなく、空いた施設を利用したりすることを市として考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

山形主任主事：こちらの内容としましては、基本的に、現行の問題を厚生労働省令に合わせると、若干下回る部分がございますので、そちらを維持します。待機児童をこれ以上増やさないようにするために、いったん維持させていただいて、今後目標として 1.65 m²をすべて満たすような形で目指していきたいという内容になっています。

中山会長：今の待機児童うんぬんについて、もう少し補足していただけますか。どのようなことで待機児童をなくしていくのか。

山形主任主事：待機児童を減らす対策というのは、また少し別の内容で検討していくべきだと思うのですが、例えば 1 人当たり 1.65 m²という面積を下回っているようなところで、なおかつ定員いっぱいまで入っているような学童が現実にございます。そういったところを 1 人あたり 1.65 m²にしようとする、定員自体を削減する必要が出てまいります。そのために現行で入っているお子さんの中で、入れなくなる方や、現在以上の待機児童が発生することが考えられますので、いったんは現状を維持させていただきたいという考え方です。

中山会長：つまり、面積の改善を図ることで人数が縮小することは避けたいということですね。

田中委員：経過措置などは設けないのですか。2 年あるいは 3 年設けるなど、実際にそのような状態が続くわけですから、それはもうすぐ駄目ですよとやってしまうのか、目をつぶるのか。

山形主任主事：経過措置はある程度区切ってやるということも必要な考え方もしれないのですが、現状ではそこまでは考慮しておりませんでしたので今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

坂巻部長：学童保育、今施設が既にあります。実際に入っているお子さんがいて、例えば定員を 70 人あるいは 60 人などとしているのですが、それを国の言うところの基準で 40 人と条例で決めてしまいますと、まず、今許可をしている方のうち 30 人の方に、待機をしていただかなければなりません。そういったことを避け

たいのです。要は、今いる方はきちんと守りたいのです。その上で実際に待機児童が出た場合に、それは市として条例等に基づいて、当然、確保方策を今後作っていかねばいけません。全体の待機児童の数字が出てきますから。それは別物です。また他のところに作ったり、例えば民間に委託したり、こういった方法で、待機児童をなくすような確保方策を作っていくのかということ、この条例の中身とは違うところでの話になりますので、そこはご理解いただければと思います。

藤澤委員：確保方策においては、40人以下で面積を考え、定員を出していただきたいです。保育園はよく1.2、定員×1.2倍まで入れているというので、では、学童の場合もそのようなカウントがいいのではないかなど。定員を40人として、移行措置として1.25まで認めるなどという形にしないと、この確保方策できちんとした数字が出てこないのではないかという気がします。国よりもずっと緩い基準で定員を定めると、定員は足りているではないかという話になりますが、実は非常に劣悪な環境だというのが事実なので、きちんと定員になるように、利用数が出るような形で作っていただきたいと思います。

中山会長：今のご意見は、確保に関係しての具体的な考え方として持ってくださいという意見だったと思います。

藤澤委員：利用定員ですね。利用定員の数字を出す時に考えて欲しいことですね。

中山会長：他にはいかがでしょうか。同じくパブリックコメントでさまざまなコメントが来るかもしれませんが、まずは委員の方々から貴重な意見が今たくさん出ていますので、これを参考にこれから基準を定めていくという過程ですから、ぜひ気が付かれた点があれば発言していただきたいと思います。

藤澤委員：開所時間はどのようになるのですか。

山形主任主事：開所時間については、最低基準は市の条例で定めるのですが、6ページ、こちらの厚生労働省令は、具体的に何時から何時という規定がございませんので、運営に関する基準では厚生労働省令と同様の内容とさせていただきます。それとは別に従来の学童保育条例という保育料や、その他の基準に定められていないような内容を定めている八千代市の条例がございますので、それをそのまま使う形になります。現行としては、開所時間については平日は放課後から午後7時まで、土曜については5時まで、夏休み等は8時から7時までまで考えております。

藤澤委員：それについてですが、やはりきちんと利用者にアンケートを採っていただきたい。現に学童を使っている方たちが果たしてこの開所時間で満足しておられるのか。保育園は7時から7時まで開所しているのに、お兄ちゃん、お姉ちゃんたちは8時から土曜日は5時までというのはやはり非常に不均等なのではないかなという気がするのです。ですからこのあたり、利用者のニーズをきちんと把握した上で、ご検討いただけたらと思います。

中山会長：ありがとうございます。他にはございますか。

もし他になければ、これで意見をまとめたいと思います。

藤澤委員：先ほど時間がなくて切られたのですが、先生がおっしゃったように、家庭的保

育事業や小規模保育事業で八千代市が上乘せして、保育士を資格にするのはとてもいいことだとは思っています。ただ、非常に今人材不足なのです。今、国の方で子育て支援員というのを事業化しようということで制度を作っているところだと思うのですが、何時間か、かなり研修を積んでということですので、「原則として」保育士とするなど何か少し融通措置をしないと、なり手がなくなってしまわないでしょうか。それから、後から資格が取りやすいような方法を講じるなど、もう少し検討していただく余地があるのではないかという気がします。保育の拡大を目指すならば、多少柔軟な方向性も検討していただきたいと思います。子育て支援員というのは、確か今、国の方でやっていますよね。ですから、ぜひそのあたりもご検討いただきたいと思います。

中山会長：保育士不足は盛んに報道されているような大きな問題ですよ。その辺のご指摘だと思います。ぜひご検討いただいて、8月のパブリックコメントに結び付けていただければと思います。

では、これで2つの議事についての討議を終えたと思います。その後先ほども申し上げましたように、パブリックコメントの実施をしていただきたいと思います。これで今日の議題は終了なのですが、次回の会議日程について事務局より説明がありますので、しばらくお待ちください。

河原主査：次回の会議日程ですが、その前に、資料26-2-1をご覧ください。今後の見込み量として2点ほど、提案させていただきます。1点目は現在の利用状況を勘案して、高学年の方の数字を今回お出ししたのですが、低学年の方の数字について、こちらが同様に1年生の現状を踏まえた数字としての方が現実に近いのではないかということで、10ページの一番下の1,140人というのが平成27年度の数字となっています。先ほど櫻井委員からあったご指摘で、こちらで希望者がいませんでしたというのは、あくまでも調査をした中での希望者がいなかっただけであって、自由記述でも書いてある通り、希望者がいることは当然分かっていることですので、ここの書き方は誤解を招くことがあって申し訳ありませんでした。ここの数字と真ん中の欄です。通常国が示している算出の手引き通り算出した場合に1,532人という数字になっているのですが、ここの取り扱いについて、今後の実態として1,140の方が近い数字になっているところがあり、今後見込み量としてこの数字にしていきたいと考えております。その点についてが1点目です。

2点目がショートステイの関係で、12ページから記載し3案ほど出させていただきましたが、この12ページでも算出の手引き通りに行った結果、案2については、国の算出の手引き通りの見込み量としてしまいますと、927人という数字になってしまいます。この数字については、案3が先ほど説明させていただいた通り習志野市で、案1は松戸市なのですが、習志野市の方は先ほど申し上げました通り、去年の8月から開始した事業でして、安定した、あるいは事業の実績が見込まれないこともありますので、担当としては案1の数字を見込み量としたいと考えております。まず、その2点について確認させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

中山会長：今説明があったように、いろいろ議論があったことを踏まえた上で、提案の通り、10 ページについては1,140 人、それから12 ページについては今のお話の場合、案1 の260 人をその数値として、今日の会議ではまとめたと思うのですがよろしいですか。

いろいろなご意見については、対応を考慮するという前提の中ですが、一応この数字で確認をさせていただきます。

では、次回について説明をお願いします。

河原主査：次回の日程につきましては、8月22日金曜日、午後2時からを予定したいと思います。場所は、市役所別館2階、第1・2会議室での開催を予定しております。こちらから、改めて開催通知を送らせていただきますので、参加・不参加のご返答をいただけますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

中山会長：どうもありがとうございました。では、他になれば、これで終わりにします。

藤澤委員：今後のスケジュールをもう少し教えてほしいです。子ども・子育て会議で何を話し合っていく予定なのか。次回以降、確保策や利用者負担等についてなど、どのようなスケジュールで話し合うのか。実は幼稚園の方の募集が始まるので、保育料の決定や、利用者負担について討議を進めていただかないと困っている状況なのです。どのようなスケジュールになるのでしょうか。

河原主査：本日は用意をしておらず大変申し訳ないのですが、次回の会議までに、大筋見込み量の数字を固めていきながら、確保方策の検討に移りたいと考えております。

また、計画の内容についてとなりますが、放課後児童健全育成事業は、13事業のうちの1つとして入っておりますが、放課後子ども教室は、今現行で行われる次世代育成支援行動計画に定められている関係もあり、市としては13事業だけに特化した事業計画とするのではなく、子どもの総合的な施策としての計画を立てていきたいということで、放課後子ども教室、あるいは他の面についても事業計画として策定していきたいと考えております。その内容について、今、市がどういう計画を作っているかと考えているか分かるような資料を用意し、計画の中身について、お示しできるものを随時示していきながら、皆さんにご説明したいと考えております。

利用者負担等の日程については、国の状況も踏まえて検討している段階であり、現時点では用意していないのですが、できるだけ早めにお示ししたいと考えています。今後、幼稚園事業者の方々等と随時連携が取れるような体制を取りながら、幼稚園事業者の方々等が困らないような体制を作っていく必要があると考えていますので、ご理解をいただき、もう少しお待ちいただきたいと思ひます。

藤澤委員：パブリックコメントはいつからいつまでですか。今回の9月議会に掛けるつもりですか。

河原主査：本日、3つの基準案に対してのご意見をいただきましたが、そのパブリックコメントについては、8月5日から9月3日を期限にパブリックコメントを実施する予定で準備をしています。広報やホームページ等でもお知らせいたします

ので、そちらを見ていただいて、もし本日お話しいただいた以上に、ご意見がありましたら、パブリックコメントでコメントをいただければと考えております。

藤原委員：パブリックコメントは8月にするのですか。前にもらったスケジュールには12月と書いてあったのですが。

河原主査：12月のパブリックコメントについては、事業計画のパブリックコメントを実施する予定です。今回は基準案に対するパブリックコメントを8月に実施させていただいて、その後、今回の3つの案について、11月に開催される議会に上程する予定でスケジュールを組ませていただいていますので、ご理解いただければと思います。

中山会長：計画につきましては、今、ご発言がありましたので、よろしく願いいたします。

では、長時間にわたる会議となりましたが、これをもって今日は終了とさせていただきます。ご協力賜りありがとうございました。